

平成31年3月27日

第7回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会の書面協議の結果について

標記、書面協議の結果を下記のとおり公表いたします。

記

1. 書面協議開始日

平成31年3月15日（金）

2. 書面協議表決日

平成31年3月25日（月）

3. 協議事項

初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定について

4. 協議結果

構成員17人中「意見なし」15人。「意見あり」2人。

（意見）

- ・本協議事項の趣旨について了承いたします。なお、初乗距離短縮運賃の設定により、中・長距離利用において現行よりも運賃が高くなる場合があります。比較的、中・長距離利用者が多い地方都市においては、利用者負担の増加とともに、前橋市が実施しているマイタクの支援額も増加し、制度の持続性が懸念されるところです。そこで前橋市では、バス路線の再編に合わせたタクシー利用向上策について検討を進めていきたいと考えております。未来投資会議等で表明された相乗りや事前確定運賃制度など、利用者の負担軽減や、利用者の増加につながる制度の導入についても検討をお願いいたします。
- ・今回の初乗距離を短縮する事は高齢者や交通弱者に対しては、大変良い事だと思います。利用しやすくなると思いますが、その事により、ドライバーが短い距離の利用の利用者に対して、あまり良くない態度をとるのではないかと心配されています。利用者によるこぼれる為の対応をお願いします。

別添「初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定に関する意見書について」を関東運輸局長に提出する。

○ 問い合わせ先（事務局）

一般社団法人群馬県タクシー協会（担当：小島、山口）

〒379-2166 群馬県前橋市野中町588

TEL 027(261)2071

平成31年3月27日

関東運輸局長 殿
(群馬運輸支局長 経由)

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 会長

初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃） の設定に関する意見書について

平成31年3月1日付け関自旅二第3061号により関東運輸局長から初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定に関する通知がありましたので、当協議会として意見を下記のとおり提出いたします。

記

1. 協議会名 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会

2. 開催日 平成31年3月15日（書面開催）
・意見の締め切り平成31年3月25日

3. 意見（構成員17名：意見2名，意見無し15名）

・本協議事項の趣旨について了承いたします。なお、初乗距離短縮運賃の設定により、中・長距離利用において現行よりも運賃が高くなる場合があります。比較的、中・長距離利用者が多い地方都市においては、利用者負担の増加とともに、前橋市が実施しているマイタクの支援額も増加し、制度の持続性が懸念されるところです。そこで前橋市では、バス路線の再編に合わせたタクシー利用向上策について検討を進めていきたいと考えております。未来投資会議等で表明された相乗りや事前確定運賃制度など、利用者の負担軽減や、利用者の増加につながる制度の導入についても検討をお願いいたします。

・今回の初乗距離を短縮する事は高齢者や交通弱者に対しては、大変良い事だと思います。利用しやすくなると思いますが、その事により、ドライバーが短い距離の利用の利用者に対して、あまり良くない態度をとるのではないかと心配されています。利用者によるこぼれる為の対応をお願いします。

協議会事務局

(一社) 群馬県タクシー協会

専務理事 小島 貢

群馬県前橋市野中町588

TEL 027 (261) 2071

FAX 027 (263) 0611